

職員退職金規程
(2024年3月18日制定)

第1条 (目的)

本規程は、一般財団法人社会変革推進財団（以下、「財団」という。）の職員の退職金について、必要な事項を定めることを目的とする。

第2条 (職員の定義)

本規程において、「職員」とは、財団の就業規則第3条1号、2号に定める正職員、時短正職員をいう。

第3条 (支給対象)

退職金は、職員が退職したときはその者に、職員が死亡したときはその遺族に支給する。

2. 前項の遺族の範囲及び順位は、労働基準法に定めるところによる。

第4条 (退職金の支給制限)

退職金は、職員が次の各号の一に該当する場合には、支給しない。

- (1) 就業規則第70条に規定する懲戒解雇に該当するとき。
- (2) 禁錮以上の刑に処せられたとき。

第5条 (退職金の額)

職員の退職金の額は、次の各号に定めるところにより算出された額とする。

(1) 算出方式

退職金の額 = (累積勤続ポイント + 累積資格等級ポイント) × ポイント単価 × 支給係数

(2) 累積勤続ポイント

別表1に定める勤続ポイント表に基づき、当該職員の勤続1年ごとに付与される勤続ポイント退職時まで累計したものをいう。

(3) 累積資格等級ポイント

別表2に定める資格等級ポイント表に基づき、当該職員の資格等級在籍1年ごとに付与される資格等級ポイントを退職時まで累計したものをいう。

(4) ポイント単価

1ポイント当たり10,000円とする。

(5) 支給係数

別表3に定める支給係数を乗じて算出する。

第6条 (累積ポイントの計算)

累積勤続ポイント及び累積資格等級ポイントの計算は年単位で行う。ただし、1年未満の端月数がある場合には、6月以上の端月数はこれを1年とし、6月未満の端月数がある場合はこれを切り捨てる。

第7条（退職金の支給）

退職金は、法令で定められた控除すべき額を控除した残額を支給する。

2. 他の機関に出向した職員が、当該機関より退職金（これに相当する給付を含む。）の支給を受けたときは、その額をこの退職金の額から控除する。
3. 退職金は、予算その他の事由がある場合を除き、支給事由が発生した日から1月以内に支給する。

第8条

財団の都合により職員が退職する場合は、理事長が別に定めるところにより特別加算金を支給することができる。

第9条（改廃）

本規程の改廃については、理事会が決定する。

附 則（2024年3月18日）

1. 本規程は、2024年4月1日から施行する。
2. この規程の施行日前に在職する職員の勤続期間は、この規程の施行にかかわらず、その者が一般財団法人社会的投資推進財団または一般財団法人社会変革推進機構の職員となった日から通算するものとする。

別表 1. 勤続ポイント

勤続	1年あたりのポイント
1年以上3年未満	5
3年以上5年未満	7
5年以上10年未満	14
10年以上15年未満	24
15年以上20年未満	28
20年以上	32

別表 2. 資格等級ポイント

資格等級	1年あたりポイント
ステージ1	10
ステージ2	15
ステージ3	30
ステージ4	40
副部長級	50
部長級	60

別表 3. 支給係数

勤続期間	支給係数
5年未満	100分の15
5年以上6年未満	100分の55
6年以上7年未満	100分の60
7年以上8年未満	100分の65
8年以上9年未満	100分の75
9年以上10年未満	100分の85
10年以上15年未満	100分の95
15年以上	100分の100